

用語の解説

人口

国勢調査における「人口」は「常住人口」である。「常住人口」とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいう。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしている。

「常住している者」については、本報告書の「令和2年国勢調査の概要」の「調査の対象」を参照されたい。

面積と人口密度

本報告書等に掲載し、また人口密度の算出に用いた令和2年の全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した令和2年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

平成22年調査までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していた。しかし、平成26年から国土地理院が境界未定地域に係る市区町村の面積を算出するようになったことを受けて、平成27年調査及び令和2年調査では、国土地理院の公表する面積を用いている。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

人口性比

「人口性比」とは、女性100人に対する男性の数をいう。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

年齢

「年齢」は、令和2年9月30日現在の満年齢を基に集計している。

なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としている。

平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計(年齢「不詳」を除く。)}} + 0.5$$

※平均年齢に 0.5 を加える理由

国勢調査では、9 月 30 日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに 1 歳を加える年齢の数え方）を用いて集計している。

つまり、9 月 30 日現在で X 歳と 0 日の人も、X 歳と 364 日の人も同じ X 歳として集計している。

そこで、平均年齢を算出する際、X 歳と 0 日から 364 日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5 歳）を加えている。

年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を 2 等分する境界点にある年齢のことをいう。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

区 分	内 容
未 婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死 別	妻又は夫と死別して独身の人
離 別	妻又は夫と離別して独身の人
配偶関係「不詳」	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

国 籍

国籍を「日本」のほか「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分している。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱っている。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 は「日本」
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

昭和 60 年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

区 分	内 容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

世帯主

国勢調査における「世帯主」とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

世帯人員

「世帯人員」とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

世帯の家族類型

「世帯の家族類型」とは、一般世帯をその世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分している。

区 分	内 容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

区 分	内 容
1 核家族世帯	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
2 核家族以外の世帯	(5) 夫婦と両親から成る世帯 ア 夫婦と夫の親から成る世帯 イ 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯 ア 夫婦と夫のひとり親から成る世帯 イ 夫婦と妻のひとり親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 ア 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 イ 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 ア 夫婦、子供と夫のひとり親から成る世帯 イ 夫婦、子供と妻のひとり親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 ア 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 イ 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 ア 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 イ 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
	(14) 他に分類されない世帯

令和 2 年国勢調査の集計に用いられる「子供」の定義は複数あり、以下のとおり表章している。

表章名	内容
子供	親族内の最も若い夫婦からみた子にあたる続き柄の世帯員
子供 ※母（父）子世帯	母（父）子世帯の場合は、女（男）親からみた子にあたる続き柄の 20 歳未満の世帯員
同居児	母である世帯員と同居している 20 歳以下の世帯員
子 ※世帯主との続き柄	世帯主又は代表者とした人からみた続き柄において、子にあたる続き柄の世帯員（実子のほか、養子も含む）
子 ※子（親）との同居・非同居	親である世帯員と同居している世帯員
子（未婚の親族）	未婚の親族（ただし、世帯内の最高齢の世代及び他の親族の世帯員を除く）

3世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる 3 世代世帯は含まない。

母子世帯

「母子世帯」とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

父子世帯

「父子世帯」とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳

未満の子供及び他の世帯員から成る一般世帯を含めた世帯をいう。

《注意点》

母子世帯・父子世帯についての統計表は、昭和 55 年調査から利用できるが、昭和 55 年及び 60 年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていない。

65 歳以上世帯員の単独世帯

「65 歳以上世帯員の単独生体」とは、65 歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

「夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯」とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯をいう。

※平成 27 年までは「65 歳以上世帯員の単独世帯」を「高齢単身世帯」，「夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯」を「高齢夫婦世帯」と表記していた。高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和 55 年から集計しているが、その定義は次のとおり各回調査で若干異なっている。

項目	調査年	内 容
高齢単身世帯	昭和 55 年及び 60 年	60 歳以上の人一人のみの世帯 60 歳以上の人一人と未婚の 18 歳未満の者のみから成る世帯
高齢夫婦世帯	昭和 55 年及び 60 年	夫又は妻のいずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組のみの世帯 いずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組と未婚の 18 歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の 18 歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが 60 歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）
	平成 2 年	夫又は妻のいずれかが 65 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区 分	内 容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに 1

	戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。
住居の種類 「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

区 分	内 容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

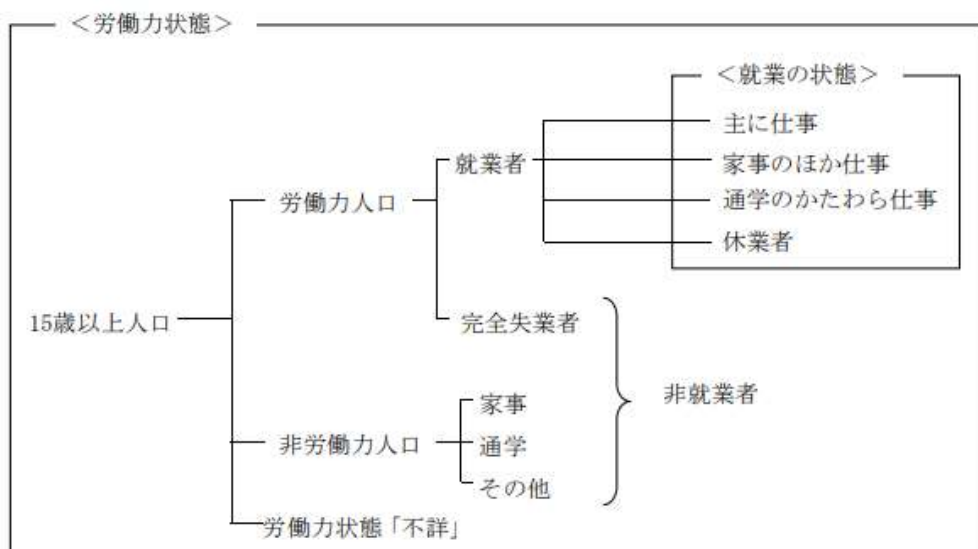
住宅の建て方

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分している。

区 分	内 容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含む。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含まれる。 ※建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」に 5 区分している。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したもの。



区 分	内 容
労働力人口	就業者及び完全失業者
就業者	調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。 (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

	完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力人口		調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人
	家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
	通学	主に通学していた場合
	その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）
	労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれますが、幼稚園、保育園（保育所）又は認定こども園は含みません。

労働力率

「労働力率」とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいう。

$$\text{労働力率（\%）} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）}} \times 100$$

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が事業を営んでいるか、雇用されているかなどによって、以下のとおり区分している。

区 分	内 容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次について「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護

	士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

産 業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

《注意点》

1. 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類による。
2. 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類により分類している。
3. 報告書等では、産業大分類を 3 部門に集約している場合があるが、その区分は以下による。

区 分	内 容
第 1 次産業	A 農業、林業 B 漁業
第 2 次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第 3 次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

※産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の 3 区分には含んでいない。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、以下のとおり区分している。

区 分	内 容
総数（夜間人口）	調査時に当該地域に常住している人口

(常住地による人口)		
	従業も通学もしていない	常住者のうち、調査期間中の労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の人
	自市区町村内で従業・通学	常住者のうち、従業地が「自宅」または従業地・通学地が「同じ区・市町村」の人
	自宅で従業	常住者のうち、従業地が「自宅」の人
	自宅外の自市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「同じ区・市町村」の人
	他市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」の人
	自市内他区で従業・通学	21 大都市の常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ市内の他区の人
	県内他市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ都道府県内の他市町村の人
	他県で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の人
	従業・通学市区町村「不詳・外国」	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が不詳及び外国の人
	従業地・通学地「不詳」	常住者のうち、従業地・通学地が不詳の人

《注意点》

1. 従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。
2. 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していない。

常住地による人口(夜間人口)

調査時に調査の地域に常住している人口。

従業地・通学地による人口(昼間人口)

従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいう。令和2年調査では、平成27年10月1日（前回調査時）に常駐していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を以下のとおり区分している。

また、5年前には当該市区町村に居住していたが、令和2年調査時には他の市区町村に常駐していた人は、「5年前の常住者」として当該地域の結果表に表章している。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していたが、平成22年調査から、5歳未満の人についても、出生後に常住していた場所を調査し、集計している。

区 分	内 容
総数（常住者）	調査時に当該地域に常住している人
現住所	常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」の人
移動あり（5年前の常住市区町村「不詳」を除く）	常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」以外の人
国内	常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の人及び「他の区・市町村」の人
自市区町村内	常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の人及び21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ市内の他区の人
自区内	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の人
自市内他区	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ市内の他区の人
県内他市区町村	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ都道府県内の他市町村の人
他県	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と別の都道府県の人
国外	常住者のうち、5年前の常住地が「外国」の人
5年前の常住市区町村「不詳」	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所（市区町村）が不詳の人
移動状況「不詳」	常住者のうち、5年前の常住地が不詳の人

人口集中地区

「人口集中地区」とは、市区町村の境域内において、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村内で隣接し、かつ、その隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上となる地域のことをいう。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきたが、平成7年調査からは基本単位区を基にしている。

※人口集中地区を設定した経緯

1. 昭和28年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により、市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになった。
2. 市部の地域は、従来表していた統計上の「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきた。
3. 昭和35年調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し、これらについても集計することにした。
4. 地方交付税の交付額算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画などの各種行政施策、学術研究、民間の市場調査などに広く利用されている。

基本単位区

「基本単位区」とは、市区町村を細分した地域（学校区、町丁、字など）についての結果を利用できるようにするために導入した、恒久的かつ細小の地域単位になる。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則、一つの街区を基本単位区の区画とし、それ以外の地域では、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって分けられた区域を基本単位区の区画としている。

統計表中の符号の用法

「0」：単位未満

「—」：該当数字なし

「△」：マイナス